

日立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の  
制定について

日立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

人事院勧告の内容を踏まえ、職員の給与等を改定するため、本条例を制定するものであります。

日立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(日立市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 日立市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 日立市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(日立市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 日立市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 日立市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(日立市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正)

第5条 日立市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例(昭和32年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の130」を「100分の125」に、

「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 日立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。